

自社施工要件の設定基準

1 自社施工の要件設定

適切な施工体制の確保及び品質確保の観点から、舗装工事、法面処理工事、塗装工事及び防水工事においては、次のとおり自社雇用の技能者等で必要な施工体制を確保できる要件を設定する。

種別	主たる工種	使用機械	自社施工の条件設定の例
舗装工事	アスファルト舗装	アスファルトフィニッシャー	アスファルトフィニッシャー（コンクリートフィニッシャー、路面切削機、スタビライザ）のオペレーターは、自社（連結決算会社又は専ら自社の下請を行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。
	排水性アスファルト舗装		
	コンクリート舗装	コンクリートフィニッシャー	
	路面切削	路面切削機	
	路上再生路盤	スタビライザ	
法面処理工事	モルタル・コンクリート吹付	モルタルコンクリート吹付機	吹付工（ボーリングマシンによる削孔工）に従事する技術者及び作業員の総数の2分の1以上は、自社（連結決算会社又は専ら自社の下請を行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。
	吹付枠		
	植生基材吹付		
	連続繊維補強土		
	グラウンドアンカー	ロータリーパーカッション式ボーリングマシン等	
塗装工事	建物、橋梁、鋼構造物、路面標示		塗装工事、防水工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社（連結決算会社を含む。）雇用の者を配置できること。
防水工事			

※ 吹付工に従事する技術者及び塗装工事、防水工事の主要工種に配置する職長は、監理(主任)技術者及び増員技術者と兼務しないこと。

※ 上記以外の工種において、自社施工とする必要があると認められる場合は、上記に準じて自社施工の条件を設定するものとする。

※ 技能士等とは、1級技能士、2級技能士で実務経験3年以上（ただし、路面標示施工技能士は単一等級であり実務経験不要）、又は、登録基幹技能者とする。

[参考：塗装工事及び防水工事に係る技能士の種類]

種別	工法等	主要工種に係る職長に必要な技能士の種類
塗装工事	建物、橋梁、鋼構造物	建築塗装、木工塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装
	路面標示	溶融ペイントハンドマーカ、加熱ペイントマシンマーカ
防水工事		アスファルト防水、ウレタンゴム系塗膜防水、アクリルゴム系塗膜防水、合成ゴム系シート防水、塩化ビニル系シート防水、セメント系防水、シーリング防水、改質アスファルトシート工法防水、改質アスファルトシート常温粘着工法防水、FRP 防水

2 自社施工体制の確認

(1) 自社施工の条件を設定した対象工事については、開札後、落札候補者から自社雇用の技能者等で必要な施工体制を確保できることを確認するために、次のとおり自社施工体制届出書の提出を求めるものとする。

ア 舗装工事の場合 …… 「舗装工事自社施工体制届出書」（様式第1号）

イ 法面処理工事の場合 …… 「法面工事自社施工体制届出書」（様式第2号）

ウ 塗装工事、防水工事の場合 …… 「塗装工事及び防水工事自社施工体制届出書」（様式第3号）

なお、様式は別に定める。

(2) 自社施工の条件を満たすかどうかの確認は、落札候補者から提出された届出書の記載内容により行うものとする。なお、記載内容を確認するため、届出書に併せて落札候補者から雇用関係が確認できる資料の提示又は連結決算が確認できる財務諸表、下請契約書等の写しの提出を求めるものとする。

・ 連結決算会社：財務諸表等で確認できる資料の写し

・ 完全協力会社：直近の3年間（入札を実施する年度の前年度から起算して3年間）継続して年間2回以上のアスファルトフィニッシャー等による舗設工事又はモルタルコンクリート吹付機による吹付工事等の下請契約を行っていることが証明できる書類（契約書等）の写し